

## 月額包括報酬サービスの日割り請求にかかる適用について

総合事業における事業費の請求については、従来の予防給付と異なり、月の途中で利用者と契約開始や契約解除した場合は、日割りの算定となりますので注意してください。

### 1. 日割り計算を適用するサービス種類

- ・訪問型サービス（みなし）（サービスコード：A1）
- ・訪問型サービス（独自）（サービスコード：A2）
- ・通所型サービス（みなし）（サービスコード：A5）
- ・通所型サービス（独自）（サービスコード：A6）

### 2. 日割り算定の取り扱い

#### （1）月途中の利用開始

利用者との契約開始を事由として、契約日を起算日に日割り計算を行います。この場合、当該契約月にサービス利用が無く、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については事業費の請求は行えず、翌月より日割り計算をすることなく事業費を請求することとなります。

なお、当該契約月にサービス利用がある場合については、契約日を起算日として日割り計算により事業費算定することとします。

#### （2）月途中の利用終了

利用者との契約解除を事由として、契約解除日を起算日に日割り計算を行います。この場合、当該契約解除月にサービス利用が無い場合、当該契約月については事業費を請求することはできません。

なお、当該契約解除月にサービス利用がある場合については、契約解除日を起算日として日割り計算により事業費算定することとします。

### 3. その他

（1）予防給付サービスの利用者が介護認定の更新後、継続して同一事業者から総合事業のサービス提供を受ける場合は、契約日が月の途中でも連続した契約とみなして月額包括で事業費を算定しても差し支えありません。

（2）介護予防ケアマネジメント費には日割りはありません。

以上